

函館市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月12日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第56号

函館市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

函館市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年函館市規則第97号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第2項および別表第2備考第2項中「第5条の4第6項，第5条の4の2第5項」を「第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。